業務－2018008

平成30年7月13日

小学校・中学校保護者　様

学校法人日出学園

学園業務部

小中学校等修学支援事業費補助金について

盛夏の候　保護者様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成30年度小中学校等修学支援事業補助金手続きについてご案内いたします。今年度より対象要件が大幅に変更となっております。下記内容（別紙「申請に当たっての留意事項」「課税証明書見本」をご参照下さい）をご確認の上、該当される方は「千葉県私立小中学校等修学支援実証事業費補助金に係る受給資格認定申請書」等を学園ホームページより印刷の上、ご提出をお願いいたします。学園にて受給資格認定代理申請をいたします。

記

* 対象児童・生徒　※年収約400万円未満の世帯

（別紙「申請に当たっての留意事項」①在籍基準　②所得基準　③資産基準を参照下さい）

* 支給金額

児童・生徒一人当たり最大10万円（年額）

* 提出書類

・「実証事業に係る申請書」　※①申請書　②誓約書　③意識調査書（アンケート調査）は、

各学校ホームページの「在校生・保護者の皆さま＞各種配布文書」より両面印刷の上、○記入例を参考に必要事項を記入して下さい。

・保護者等（※）の「30年度課税（非課税）証明書等の判定額が判断できる書類」

（別紙「申請に当たっての留意事項」保護者等（※）を参照下さい）

・保有資産を確認できる書類（ホームページの申請書4ページ記載事項参照下さい）

・「私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査」を別の封筒に封緘の上、学校名（日出学

　園小学校または中学校）保護者氏名（申請者の氏名）を記入して担任まで提出して下さい。

学園では申請書及び課税証明書等の確認は行いますが、調査書について内容確認はしません。

* 提出期限　30年9月26日（水）必着
* 提出方法　任意の封筒に入れ、封緘のうえ、修学支援申請と明記して担任までご提出ください。
* 還付方法　補助金は千葉県より学園が代理受領します。

代理受領後、授業料引落し口座へ振り込みます。

※　授業料のみ免除されている特待生は受給対象になりますのでご確認下さい。

お問合せは、学園業務部修学支援事業費補助金担当までご連絡ください。

℡　047―323―3000